

緊急事態措置実施区域について市町村単位での 区分設定及び運用を求める意見書

本年5月23日に沖縄県を対象区域とする新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発出され、9月9日には緊急事態措置期間を9月30日までとする、5度目となる延長がなされた。

沖縄県は、南北約400km、東西約1,000kmに及ぶ広大な海域に散在する無人島を含む大小160の島々（有人島47、無人島113）から構成されておりその行政区域は広大であり、主たる交通手段は船舶や航空機であることを鑑みると、緊急事態宣言を実施すべき区域の設定に当たっては、都道府県単位ではなく、市町村単位でよりきめ細やかに実施すべきであると考え。国内最大面積の行政区域を有する北海道では、緊急事態措置にかかる、対象区域を「特定措置区域」と「一般措置区域」にわけ、市町村ごとの感染状況や医療提供体制の負荷におうじて、要請内容に強弱をつけて運用が行われている。

当市においては、医療提供体制の負荷は沖縄本島に比べ少ない上、2回目ワクチン接種率が接種対象人口の約8割を上回るなど、市民の新型コロナウイルスへの対策への関心も高い。

このような中、緊急事態措置期間が4か月以上となることは、これまで休業や酒類提供停止等の要請に従ってきた飲食店をはじめとする市内の多くの事業者、また自粛生活を強いられている市民には大きな落胆と、経済的損失がもたらされている。当市の繁華街では通常営業や酒類の提供を再開した飲食店もでており、要請に従わなくなる事業者が続出するなど、緊急事態措置の効果が大きく損なわれ、結果としてかえって感染拡大に繋がってしまうことなどが強く懸念される。

以上より、当市議会は離島においての感染拡大を抑えつつ、社会経済活動を維持していくためには、医療体制充実のための人材派遣や物資支援はもちろん、離島圏域においては北海道の例を参考に適宜、市町村単位での緊急事態措置の区分設定及び運用がなされるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月21日

石垣市議会

宛先 沖縄県知事、沖縄県議会議長、地元選出県議会議員